

平成20年5月23日

委員長 柏女 霊峰 様

日本福祉大学
渡辺 顕一郎

第5回 障害児支援の見直しに関する検討会 提出資料

第5回の検討会は諸事情により欠席のため、私の意見を資料として提出させていただきます。委員の皆様方におかれましては、どうかご検討を賜り、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

I. 検討にかかる基本的な考え方

既存の資源の活用と面的な支援

地域に点在化する社会資源の個々の機能を見直し、併せて相互の連携について検討することにより、面的な支援体制を構築する。

「場」から「活動」へ

障害児支援のための施設・在宅サービス（児童デイサービス）等は、「場」ではなく「活動」としてとらえ直すことにより、地域の多様な場に出向いて支援を展開する可能性を検討する。

家庭・地域生活の継続性

児童期における家庭・地域生活の豊かさを追究し、その継続性・持続性を最大限に高めるための家族支援が、家族の危機を回避し、加齢児問題の予防にもつながる。

II. 提案事項（意見）

【母子保健事業】

- 乳幼児健診に子育て支援や障害児支援等の専門職が出向き、直接的に障害児の保護者との接触を図ることにより、多様なサービスへのエントリーとしての機能を高める。
- 母子保健事業の一環として、障害児通園施設や児童デイサービス、子育て支援等の専門職の協力を得て、中間支援（発達教室、療育グループ等）を開催する。

【子育て支援事業】

- 児童福祉法の理念に沿って、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等における障害児の受け入れを推進し、併せて職員の加配要件について見直す。

- 地域子育て支援拠点事業の地域支援活動（地域の子育て力を高める取り組み）に、乳幼児健診への職員の派遣や出張ひろばの開催を含める。

【児童デイサービス、障害児通園施設】

- 児童デイサービスは身近な療育施設としての機能を明確化し、補助単価等の向上によってNPO等の多様な供給主体の参入を図り、さらに量的整備を推進する。
- 人口が少ない地域における児童デイサービスの整備を図るため、保育所や学校等の本体施設の空き室を利用したさらに小規模型（定員5人程度）の類型を新たに設ける。その際、定員規模に応じて職員の配置要件等を緩和する。
- 幼児期・学童期の放課後支援（長期休暇を含む）については、隣接する学校、子育て支援事業、児童館との交流事業を新たに取り入れ、そのための加配要件等を設定する。
- 障害児通園施設には、子育て支援事業に対する訪問療育や職員へのコンサルテーションなどの機能を付加し、そのための加配要件を設定する。
- 障害児通園施設には、母子分離後の保育所あるいは退園後の学校等への移行を促進する機能を付加する。

【障害児（入所）施設】

- 障害児施設についてはやむを得ない特別な事情を除いて入所期間の短期化を図り、一方で特に重度障害児への在宅医療や集中的な在宅介護を担う中核的ステーションとしての機能を強化する。
- 養護系施設（児童養護、乳児院、情短施設等）において養護問題を抱える障害児の入所事例が増加していることから、障害児施設による養護系施設への定期的な訪問療育や職員へのコンサルテーションを行う。

【児童相談所等の相談支援】

- 児童相談所、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業については、地域の社会資源の連携体制の形成とケースマネジメント機能を明確化する。
- 障害児等療育支援事業については身近な相談及びケースマネジメント機関として、国庫補助の復活についても検討する。

以上、宜しくご検討の程お願いいたします。